

(社) 日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会
第19回 LLW廃棄体等製作・管理分科会 (F9Ph2SC) 議事録

1. 日時 2010年5月21日 (火) 10:30~12:00
2. 場所 日本原子力技術協会C・D会議室
3. 出席者 (順不同, 敬称略) (開始時)
(出席委員) 阿部(主査), 片寄(幹事), 大浦, 櫻井, 水越, 宮本, 七田, 脇, 中瀬, 武部, 目黒, 柏木 (12名)
(欠席委員) 岡本(副主査), 坂下 (2名)
(代理委員) 大間(飯田代理) (1名)
(常時参加者) 鯉渕(御子柴代理), 満田, 天澤, 木原 (4名)
(欠席常時参加者) 水井, 藤井, 三根, 菊池, 中山, 小倉, 野村 (7名)
(委員候補) 伊藤, 大塚 (2名)
(傍聴) 前田, 森山 (2名)
(事務局) 谷井
4. 配付資料
F9Ph2SC19-1 第18回 LLW 廃棄体等製作・管理分科会議事録案
F9Ph2SC19-2-1 原子燃料サイクル専門部会の活動状況
F9Ph2SC19-2-2-1 標準委員会の活動状況
F9Ph2SC19-2-2-2 標準委員会の活動状況
F9Ph2SC19-3 人事について
F9Ph2SC19-4-1 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び検査の方法 (案) の本報告結果
F9Ph2SC19-4-2 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び検査の方法 (案) の原子燃料サイクル専門部会書面投票対応案
F9Ph2SC19-4-3 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び検査の方法 (案) の主な改訂箇所について
F9Ph2SC19-4-4 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び検査の方法 (案) の修正案
F9Ph2SC19-参考-1 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び検査の方法の本報告概要版案
F9Ph2SC19-参考-2 トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び検査の方法の本報告 OHP 案

5. 議事

(1) 出席委員の確認

事務局より、開始時に 13 名の委員の出席があり、分科会成立に必要な委員数（10 名以上）を満足している旨の報告が行われた。

(2) 前回議事録（案）の確認（F9Ph2SC19-1）

事務局より、第 18 回 LLW 廃棄体等製作・管理分科会の議事録（案）が紹介され、承認された。

(3) 原子燃料サイクル専門部会の活動状況（F9Ph2SC19-2-1）

事務局より、原子燃料サイクル専門部会の活動状況について、説明が行われた。

(4) 標準委員会の活動状況について（F9Ph2SC19-2-2-1, 19-2-2-2）

事務局より、標準委員会の活動状況について、説明が行われ、F9Ph2SC19-2-2-2 で「余裕深度処分対象廃棄体の製作に係わる基本的要件」標準が 12 月 28 日に発行されたことを前回の配付資料 F9Ph2SC18-2-2 に追加されたことが紹介された。

(5) 人事について

① 報告及び承認

事務局より、河西 基氏((財)電力中央研究所)及び中山 督氏((独)原子力安全基盤機構)が委員を退任された旨報告された後、その後任としてそれぞれ伊藤 千浩氏((財)電力中央研究所)及び大塚 伊知郎氏((独)原子力安全基盤機構)が推薦されている旨紹介され、決議した結果、委員として承認された。

(6) トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び検査の方法標準案のサイクル専門部会 書面投票対応について

片寄幹事より、F9Ph2SC19-4-1～4 及び F9Ph2SC19-参考 1,2 を用いて「トレンチ処分対象廃棄物の埋設に向けた取扱い及び検査の方法（案）」に対する原子燃料サイクル専門部会の書面投票結果に寄せられたご意見を踏まえた対応案の説明がなされ、審議の結果、6 月 2 日の原子燃料サイクル専門部会へ報告を行うことが了承された。

- ・ 附属書 B の図 B.1～3 の凡例のマークが GCR と PWR, BWR で異なっているため、説明理解の容易さを考えると統一した方が良い。
 - 出典を尊重しているが、コメントの趣旨を踏まえて GCR に合わせるよう努力する。
- ・ 専門部会への本報告結果において、「容器に封入されていないこと」とあるが、『「容器に封入する」までの必要性はない』程度で良いと思う。
 - 規則上は、コンクリート等廃棄物とは、「容器に封入しておらず、…」と定義されているため、この表現としている。
- ・ 適用範囲の注で、トレンチ処分の定義を極低レベルの処分の安全評価の標準から、引用する形を取っているが、規則で定義されているため、引用も規則からでよいと思う。

- 先行の標準である極低レベルの処分の安全評価の標準で、用語を既に定義しているため、本標準では、同じ意味の定義であることを含め、先行標準を引用することが適切である。
- ・適用範囲で、「検査方法を規定する」とあるが、箇条 5 において、「検査の事業者標準に明確にされていることを確認する」と検査方法ではないような規定としているため、実際の内容を本標準内に示すようにしたほうが良い。
 - この箇所の表現は、取扱いの準備段階であることから、事業者が実際に行う計画を立てることを要求するために、このような表現にしており、その他の段階では、検査方法を示している。なお、今後、事業者標準の具体的な内容が明確になれば、附属書等で明示することも可能になると考えられる。

(7) 今後の分科会の予定について

次の原子燃料サイクル専門部会及び標準委員会（6月を予定）へトレンチ処分の標準に関して書面投票結果の報告及び本報告を行うことから、標準委員会の本報告に対する書面投票とコメント対応とりまとめを行うことを考えると、次回の分科会開催は、7月下旬以降となり、日程については別途調整する。

以 上